

視聴覚ライブラリー事業の廃止のお知らせ

堺市では、視聴覚ライブラリー事業として、昭和48年から16mmフィルム・機材等の貸出しを行ってまいりましたが、近年、視聴覚教育メディアの変化やインターネットの普及等により、貸出し件数が大幅に減少している状況にあり、また機材等の老朽化等も進んでいることから、26年度末をもって廃止させていただきます。

長らくのご利用ありがとうございました。

3月25日（水）以降の貸出しについて

通常、教材の貸出し期間は8日以内ですが、3月25日（水）以降に貸出しを行った教材の返却期日は下記のとおりとさせていただきます。ご了承ください。

返却期日 平成27年3月31日（火）【厳守願います】

※やむを得ない事情により、期日までに返却できない場合は下記、生涯学習課までご連絡ください。

◎なお、視聴覚教材の貸出しについては別記の施設等でも行っておりますので、そちらをご利用ください。（貸出し要件等詳細は各施設・課までお問い合わせください）

施設・課名	電話番号	主な分野
各図書館	244-3811 (中央図書館)	教養・郷土資料関係
平和と人権資料館(*)	270-8150	平和・人権関係
人権推進課(*)	228-7420	人権関係
男女共同参画交流の広場(*)	236-8266	家族・パートナーシップ、心とからだ、男女共同参画他
消費生活センター(*)	221-7908	消費生活関係
こころの健康センター	245-9192	こころの健康関係
環境薬務課(*)	222-9940	薬物乱用防止関係
食品衛生課(*)	222-9925	食品衛生関係
土木監理課(*)	228-7416	交通安全啓発関係

(*)は各施設・課のホームページに一覧表の掲載があります。

【事業廃止についてのお問合せ先】
市民人権局 市民生活部
生涯学習課（尾崎）
TEL：072-228-7631
FAX：072-228-0371